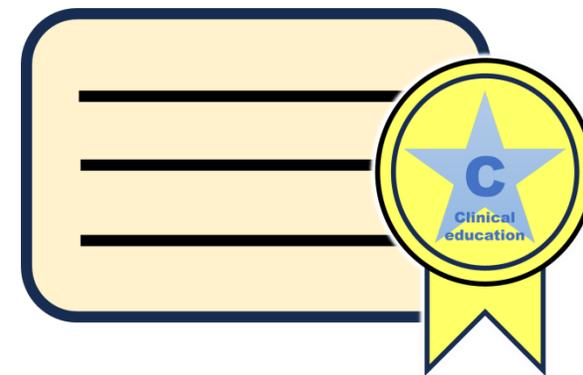


# 臨床実習施設認定制度とは

時代に即した一定水準の実習教育を実践している施設を長野県理学療法士会が認定する制度です。



- ✓ 実習教育の質向上を目的としています
- ✓ 指導者、新人、管理者のすべての理学療法士が対象
- ✓ 3年ごとの更新制（実習マニュアル提出）で継続的な質を担保
- ✓ 毎年の教育部研修会への参加義務



# 良質な教育を実践するサイクル



## 実践1 マニュアルの整備

実習マニュアルの作成・改訂を定期的に行い、指導のブレをなくします。



## 実践2 継続的な学び

毎年の研修会参加を通じ、最新の指導方法や知見を取り入れ続けます。



## 実践3 職員教育の醸成

学生教育を通じて、職場全体の教育能力と専門性を高めま

す。

このサイクルが、患者さんへの「安心・安全な理学療法」の担保につながります。

# 患者さん・利用者さんへのメリット

Q. 認定を取得すると、リハビリを受ける側にどんな良いことがありますか？

A. 「教育能力の向上」は、患者さんへの「説明の質」と「安全性の向上」を意味します。

理学療法の実践には、患者さんへの教育的知識が欠かせません。学生指導で培った「教える力」を患者さんへの丁寧な指導・安全な治療提供に活かしています。



# 認定に関する留意事項



## ！ 正しくご理解いただくために

### ランク付けではありません

認定の有無で理学療法の質を順位付けするものではありません。

### 学生受入の条件ではありません

認定がない施設でも学生の受け入れは可能です。

### 地域の教育模範施設として

長野県内のリハビリテーション教育のモデルとなることを目指しています。

# お問い合わせ・詳細



制度に関するご質問・申請についてはこちら

一般社団法人 長野県理学療法士会 臨床実習施設認定係

✉ E-mail : [rz-ninnte@pt-nagano.or.jp](mailto:rz-ninnte@pt-nagano.or.jp)

🌐 <https://ptnagano.or.jp/facility/>



※本制度は3年ごとの更新制です。取得施設は毎年度の研修会参加やマニュアル整備をお願いしています。詳しくはホームページの運用規定をご覧ください。